

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（令和5年6月7日京都市条例第 8 号）（消防局予防部予防課及び指導課）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正及び火災予防条例（例）の一部改正に伴い、次のとおり京都市火災予防条例の一部を改正することとしました。

- 1 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を整備することとします。
- 2 一定の防火対象物で消防長が指定する場所に喫煙所を設ける場合において、健康増進法第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設置するときは、「喫煙所」と表示した標識の設置を不要とすることとします。
- 3 その他必要な規定の整備を行います。

1については令和5年10月1日（現に設置され、又は現に設置の工事中である急速充電設備については、従前の例による。）から、2については公布の日（現に設置され、又は現に設置の工事中である図記号のうち、改正後の条例の規定に適合していないものについては、従前の例による。）から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月7日

京都市長 門川大作

京都市条例第 8 号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項各号列記以外の部分中「自動車等（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部品をいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力が200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、」に改め、同項中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、同項第16号中「当該蓄電池」の右に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同号を同項第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第12条の2第1項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同項第14号とし、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等と」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「緊急停止させる」を「緊急に停止する」に、「措置を講じる」を「装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「急速充電設備と」を「コネクタが」に、「との接続部に」を「に接続され、」に、「当該接続部が」を「当該コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、

同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号に次のただし書を加える。

ただし、充電ポストにあつては、この限りでない。

第12条の2第1項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 屋外に設ける急速充電設備（全出力が50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、建築物との間に3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 充電ポスト

第12条の2第2項中「（屋外に設ける急速充電設備（全出力が50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、これらの規定のほか、同条第2項の規定）」を削る。

第17条第1項中「いう」の右に「。以下同じ」を加える。

第24条第2項後段中「別表第2に定める」を「国際標準化機構の規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合する」に改め、同条第3項第2号後段を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、健康増進法第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設けるときは、この限りでない。

第24条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項第2号本文に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構の規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第24条の2第1項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第2項中「第2号」の右に「並びに第4項」を加え、同条第4項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第34条第1項各号列記以外の部分中「別表第3」を「別表第2」に、「同表備考8」を「同備考8」に改め、同項第1号表以外の部分及び第2号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第3号ア及び第4号中「別表第3備考6エ」を「別表第2備考6エ」に改める。

第35条第6号表以外の部分中「別表第3備考5」を「別表第2備考5」に、「別表第

3備考9」を「同備考9」に、「別表第3備考7」を「別表第2備考7」に改め、同条第7号イ及びウ並びに第8号ア中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第35条の2中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第39条第1項第1号中「第5条の2」を「第5条の3第1項」に改める。

第58条第1項前段中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削る。

別表第3備考8中「同表備考第15号」を「同備考第15号」に、「同表備考第17号」を「同備考第17号」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(急速充電設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている急速充電設備（この条例による改正後の京都市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第12条の2第1項に規定する急速充電設備をいう。以下同じ。）又は現に設置の工事中である急速充電設備のうち、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(喫煙所の標識に関する経過措置)

3 改正後の条例第24条第3項第2号（改正後の条例第24条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項に規定する当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

(図記号による標識に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に設置されている改正後の条例第24条第2項（改正後の条例第24条の2第1項において適用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第3項第2号本文に規定する標識（以下「文字標識」という。）又は現に設置の工事中である文字標識と併せて設ける図記号による標識のうち、改正後の条例第24条第2項又は第4項（改正後の条例第24条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に適合しな

いものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(消防局予防部予防課及び指導課)